

工事請負契約に係る
設計変更ガイドライン



令和2年7月

愛媛県今治市

目

次

1. ガイドライン策定の目的	1
2. 設計変更の基本事項	1
3. 設計図書作成時の留意点	1
4. 設計変更の留意事項	3
5. 設計変更が不可能なケース	4
6. 設計変更が可能なケース	5
7. 設計変更フロー	8

1.ガイドライン策定の目的

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』（「品確法」という。）では、『将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保』『適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理』『地域における担い手の育成・確保への十分な配慮』『賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮』等が基本理念とされてます。

また、発注者責務の明確化として『計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更』が規定され、『工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行う』とされている。

ついては、品確法に定める発注者の責務を果たすため、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、受発注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的とする。

2.設計変更の基本事項

(1)用語の定義

○設計変更とは、工事の施工に当たり、設計図書の変更にかかるものをいう。

○契約変更とは、設計変更により、契約書及び工事請負契約約款に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更にかかるものをいう。（請負代金額に変更のない設計内容変更を含む。）

（参考：今治市土木工事共通仕様書より）

○設計図書とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。

○契約図書とは、契約書、工事請負契約約款及び設計図書をいう。

○設計書とは、図面及び仕様書に記載した内容を受けて作成した工事目的物に関する施工の方法、材料の仕様、工事費の積算方法等を示した図書をいう。

○仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

(2)設計変更に関する主な条項（契約約款）

○第18条 条件変更等

○第19条 設計図書の変更

○第20条 工事の中止

○第21条 著しく短い工期の禁止

○第22条 乙（請負者）の請求による工期の延長

○第23条 甲（発注者）の請求による工期の短縮等

○第24条 工期の変更方法

○第25条 請負代金額の変更方法

○第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

○第27条 臨機の措置

3.設計図書作成時の留意点

設計変更を適切に行うためには、その前提となる設計図書が適正に作成されていることが重要である。

(1)現場条件等の確認

発注者は設計図書の作成に先立ち必ず工事施工箇所の現場に臨場し、工事施工に影響を及ぼすポイントを確認するものとする。

【主な確認事項】

- ・発注範囲の確認
- ・用地境界ラインの確認
- ・工事施工に必要な仮設備や仮設ヤードの借地範囲の確認
- ・支障物件の有無の確認
- ・施工機械の搬入路（経路、幅員、高さ、重量制限等）の確認
- ・仮設道の設置が必要な箇所の確認
- ・既設構造物の状態の確認
- ・安全対策の必要性の確認
- ・通行制限、迂回路の有無の確認
- ・排水計画の確認

(2) 施工条件の明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、当初設計時には現場をあらかじめ確認したうえで施工条件を適切に把握し、現場の実情に即した積算を実施するとともに、工事内容等に応じて設計図書の中かで適切に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ② 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ③ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ④ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ⑤ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物の移設が予定されている場合は、その移設期間。
用 地 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ② 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ③ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ④ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ⑤ 施工者に、ケーソン、ブロック等の製作ヤード及び仮置き場所を指定する必要がある場合は、その内容（場所、範囲、荷重条件、期間、有償・無償の別等）。
公 害 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ② 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ③ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ② 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に請願がある場合は、その内容。 ③ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ④ 交通誘導警備員、警戒監視船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ⑤ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。 ⑥ 潜水作業における潜水病対策の設備を設置する場合は、その内容。 ⑦ 鮫対策。
工 事 用 道 路 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般道路を搬入路として使用する場合。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 ② 仮道路を設置する場合。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間。 2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。
仮 設 備 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ② 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 ③ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建 設 副 産 物 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。

建設副産物関係	② 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
作業船関係	① 作業船を指定する必要がある場合は、その内容（船種、規格、性能等）。 ② 作業船の回航内容を指定する必要がある場合は、その内容（船種、規格、性能、時期、回数、往復・片道の別、入出港名（仕出港、仕向港）、回航保険等）。
工事支障物件等	① 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ② 地上、地下等への占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	① 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ② 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	① 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ② 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等。 ③ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ④ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ⑤ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ⑥ 工事中電力等を指定する場合は、その内容。 ⑦ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ⑧ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ⑨ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

4.設計変更の留意事項

(1)発注者の留意事項

請負工事は、土木工事共通仕様書及び特記仕様書等の設計図書に基づいて実施されることから、発注者は設計図書に品質や規格及び施工条件等の必要な事項（3-（2）施工条件の明示を参照）を明示し、適正な施工ができるように努めなければならない。

また、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、請負者に対し、書面（工事打合簿）にて、迅速且つ的確な指示を行わなければならない。

(2)請負者の留意事項

請負者は、設計図書に示された工事目的物を完成できるよう適切に施工を行う義務があり、そのために設計図書や現場条件を事前に確認する必要がある。

なお、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、速やかに、その旨を書面（工事打合簿）にて発注者に通知し、確認を請求しなければならない。

(3)その他の留意事項

口頭でのやりとりは行わず、書面（工事打合簿）により協議することを原則とする。

なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面（工事打合簿）と差し替えなければならない。

また、設計変更の際、発注者及び請負者は、設計変更しなくてはならない理由（妥当性）、施工方法等を十分確認しなければならない。

(4)指定・任意の運用

●指定と任意の定義

指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり施工を行わなければならないもの。
任意とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において自由に施工を行うことができるもの。

●標準積算基準の考え方(任意)

標準積算基準は、公平性と競争性の確保を重視し、標準的な施工能力を有する建設業者が標準的な工法で施工する場合に必要な経費を算出することを基本としている。標準積算は、標準的な工法等と実際の施工が異なることを許容するものであり、標準工法と比べて効率的な施工となった場合又は標準工法で施工が可能であるにも関わらず非効率な施工が行われた場合においても施工方法等の違いは設計変更の対象とはならない。

(ただし、設計書に建設機械等の規格が明示されている場合は、監督員との協議を要する。)

● 指定・任意の考え方

指定・任意については工事請負契約約款第1条第3項に基本的な考え方が定められており、適切に取り扱う必要がある。

- 1) 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
- 2) 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- 3) ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

【工事請負契約約款】
(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書（今治市土木関係共通仕様書及び特記仕様書を含む。以下同じ。）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

仮設、施工方法には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

(指定以外は任意)



任意については、請負者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、請負者にゆだねられている。

(変更の対象としない)



ただし、任意であっても設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。



・発注者(監督員)は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。
・工事の施工は指定事項で示さない場合、積算上(施工パッケージ型等)の工法で拘束できない。機械の規格・機種選定、仮設備に関する選定、施工効率等に関する事項等が該当する。
(設計書に機械の規格等が明示されている場合、監督員との協議を要する。)

	指 定	任 意
設計図書の記載	施工方法について具体的に示す (契約条件として位置付け)	施工方法について具体的には示さない。 (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示が必要	請負者の任意 (施工計画書の変更・提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

(5) 建築・設備工事に係る留意事項

別冊の設計書は、建築・設備工事において、見積の参考資料として添付するものであり、見積りに際し充分調査のうえ、各業者の責任において、完成までの施工見積を行うこと。

従って、入札参加者や受注者は、入札前に見積時や着工前に入念に精査されたうえで、疑義があれば、質疑応答書等により早期の解消に努めること。

5.設計変更が不可能なケース

- (1) 契約図書に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、請負者が独自に判断して施工を実施した場合。
- (2) 発注者と「協議」を行っているが、発注者の回答前に施工した場合。
- (3) 請負者の都合により、「施工承諾」事項として処理された案件について施工した場合。
- (4) 工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書等に定められている所定の手続き(工事請負契約約款第18条～27条、土木工事共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15)を経ていない場合。
- (5) 正式な書面(工事打合簿)によらない場合(口頭のみ指示・協議等)。

6.設計変更が可能なケース

(1)設計変更が可能なケース(契約約款第18条)

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事態を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ず行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後、その結果を滞りなく乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書の訂正を行う場合にあっては、甲が行うこと。
- (2) 第1項第4号から第5号に該当し、工事目的物の変更を伴う設計図書の変更を行う場合にあっては、甲が行うこと。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更を行う場合にあっては、甲が乙と協議して行うこと。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【留意点及び事例】

- ① 第1号の条件変更等の対象としては、乙が設計図書を照査した際、記載された数量や図面の形状寸法、材料の規格等が一致しない等、判明した場合が想定される。
- ② 第2号の条件変更の対象としては、乙が設計図書を照査した際、特記仕様書又は図面の表示方法に誤りや脱漏（表示漏れ）があった場合などが想定される。
 - ・条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。
 - ・図面に設計寸法の明示がない。
 - ・地下水位に関し、必要とされる条件明示がない。
 - ・安全監視船、交通誘導警備員についての条件明示がない。
 - ・着工前に図面を照査したところ、橋梁躯体工でエポキシ樹脂塗装鉄筋を使用しなければならない箇所が、普通鉄筋の指定となっていた場合。等
- ③ 第3号の条件変更の対象としては、乙が設計図書を照査したところ、特記仕様書又は図面において施工条件が明示されていなかったために、計画していた施工と実際の施工とで施工方法及び単価等に差異が生じる場合などが想定される。
 - ・土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。
 - ・水替工実施の記載はあるが、運転条件(作業時排水・常時排水)について不明確。
 - ・実際には施工現場の立地条件、構造条件等により使用する船舶及び機械に制限があるが、設計図書には制限があることが示されていない場合。
 - ・数量等の内訳が明確でない場合。等
- ④ 第4号の条件変更の対象としては、施工現場の地盤条件や施工上の制約等について、特記仕様書や図面に示された施工条件と実際の施工現場が一致しない場合などが想定される。
 - ・設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない。
 - ・交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。
 - ・地下水位が現地条件と一致しない。
 - ・所定の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない。
 - ・その他、新たな制約等が発生した場合。等
- ⑤ 第5号の条件変更の対象としては、当初から予期することのできない特別な状態が事後的に生じ、当初の施工条件と異なる場合などが想定される。

(2) 設計変更が可能なケース(契約約款第19条)

(設計図書の変更)

第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【留意点及び事例】

変更の「必要があると認めるとき」については、数々の事態が想定されるが、工事における事例としては、一般的に以下の理由から生じることが多い。

- ① 発注者(甲)に対する関係官公庁からの要請。
- ② 発注者(甲)に対する地元住民(漁業者・地権者等)からの要請・苦情。
- ③ 事業計画の見直し。
- ④ 災害の事前回避。
- ⑤ 予算措置上必要となる変更。

(3) 設計変更が可能なケース(契約約款第20条)

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責任に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【留意点及び事例】

請負者の責に帰すことができない自然的な事象、又は人為的な事象により、請負者が工事を施工できないと認められる場合。

- ・発注者と関係機関(警察、海上保安部、河川・鉄道・港湾管理者)等の管理者との協議未了のため工事に着手できない場合。
- ・予見出来ない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合でその措置検討に時間を要する場合。
- ・設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに請負者の責によらず施工できない場合。
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合。
- ・機雷等不発弾の発見から処理終了までの施工不能期間が設定された場合。等

(4) 設計変更が可能なケース(契約約款第22条)

(乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責任に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

【留意点及び事例】

請負者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他請負者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- ・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。
- ・台風や冬季風浪等による施工現場での荒天待機日が続いた場合。
- ・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。
- ・その他請負者の責に帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合。等

(5) 設計変更が可能なケース(契約約款第23条)

(甲の請求による工期の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【留意点及び事例】

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合は、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

- ・ 工事一時中止に伴い、工期短縮が必要な場合。
- ・ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。
- ・ 供用開始時期や利用面から、工期の短縮が必要な場合。
- ・ その他の事由（地元調整、関係機関調整等）により工期の短縮が必要な場合。等

(6) 設計変更が可能なケース(「設計図書の照査」の範囲を超えるもの)

【土木工事共通仕様書】

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販及びホームページ等に掲載されているものについては、請負者が備えなければならない。
2. 請負者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

【留意点及び事例】

【土木工事共通仕様書】1-1-1-3第2項の「設計図書の照査」は応力計算まで求めるものではありません。以下のような場合が想定されます。

- ・ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画を伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ・ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要がある場合。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ・ 構造物の位置や計画高さ、延長や構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ・ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものを含む。）
- ・ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ・ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。
- ・ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。
- ・ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。等

(7) 指示書への概算金額の記載について

発注者からの指示又は受発注者間の設計変更協議に基づき契約変更在先立って、請負者に作業を行わせる場合は、必ず書面（打合せ簿）にて指示をおこなうこと。また、重要な変更が想定される案件については、発注担当課が契約課に協議するものとし、打合せ簿にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努める。

ここで記載する概算金額（請負代金額の増減額）は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。

なお、緊急的に作業を指示する必要がある場合や、概算金額の算定に時間を要する場合は、概算金額の記載を省略できるものとする。

打合せ簿への記載（概算金額に係る追加記載例）

【参考】

概算金額：約100万円増（減）額見込み。

※ 本指示における概算金額は、後日の契約変更に係る協議のための参考値であり、契約変更金額を拘束するものではない。

(8) 契約変更について

設計変更に伴う請負代金額や工期の変更の手続きは、契約課のルールに従い、原則その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

7.設計変更フロー

工事請負契約約款第18条関係

